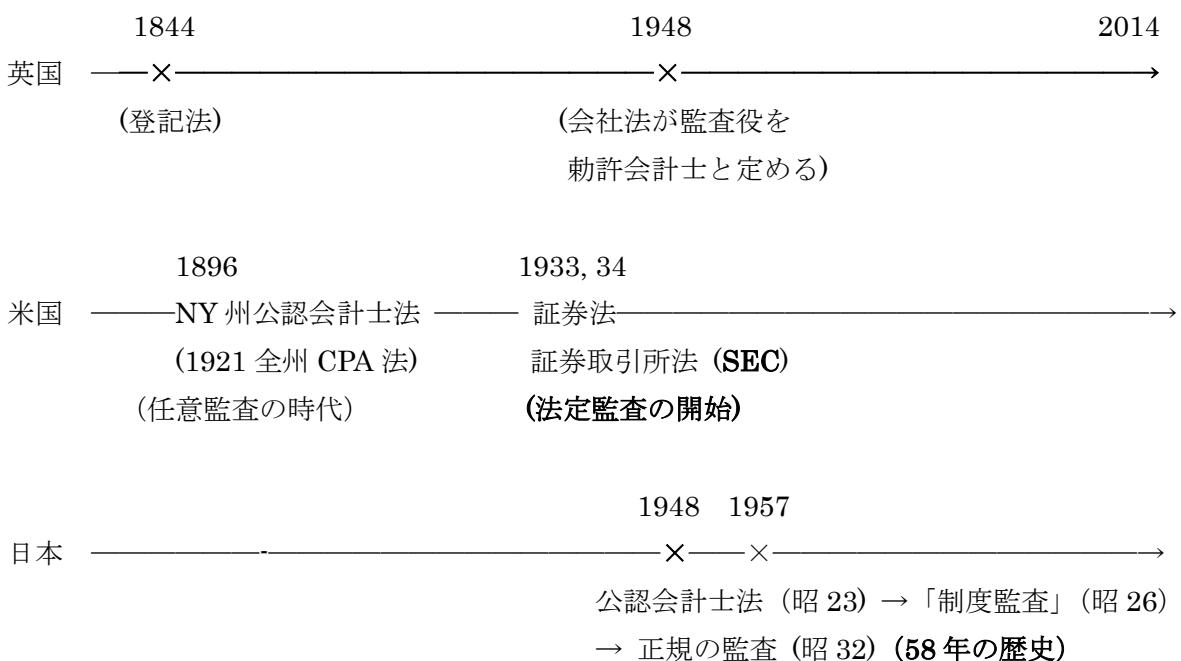


米国職業会計士監査制度の展開とわが国公認会計士監査の課題

公認会計士・監査審査会
会長 千代田邦夫

1 概史



- ・英国会社法は 1844 年以来監査役を設置し、1948 年会社法は監査役を「勅許会計士」と定める。
- ・米国では、「法定監査」以前に「任意監査」が 50 年間行われていた。
法定監査——連邦法である証券法（1933 年、「有価証券届出書」）及び証券取引所法（1934 年、「有価証券報告書」）が独立公共会計士 (**Independent Public or Certified Accountants**) による監査済み財務諸表の SEC への届出を強制。「公認会計士による監査」とは限定していない。独立した会計士かどうかは“マーケット”が決める。
- ・日本の公認会計士制度は、英國に比べ 100 年の遅れ、米国に比べ 50 年遅れてスタート

2 米国職業会計士監査制度 150 年の歴史

[任意監査の時代]

1. 1860年代～1900年代（誕生と成長の時代）

英国の対米投資と勅許会計士の渡米、企業合併運動と英國会計士の活躍、
アメリカ公共会計士協会（1887 設立、AICPA の母体）、ニューヨーク州公認会計士法（1896、
CPA という称号 → 1921、全米が公認会計士法）

2. 1910年代～1920年代（「量的」拡大期）

所得税法の職業会計士への影響（1917年、18年歳入法による高率課税、連結納税）、
株主宛財務諸表監査の発展（結果的には「経営者のための会計監査」）

[法定監査の時代]

3. 1933年～1939年（法定監査の開始）

有価証券法（1933）と証券取引所法（1934）の成立、SEC の設置（会計基準設定権限を保
持するが、これを公認会計士業界に委譲、『官』と『民』の関係）

4. 1940年～1959年（GAAP 形成への努力：会計手続委員会）

AIA 会計手続委員会による会計原則の発表（「会計研究公報」）、企業結合会計・リース会計
での Big 8 の衝突。大会計事務所の中小会計事務所の吸収と「繁栄」

5. 1960年～1972年（会計原則形成の葛藤：APB（会計原則審議会））

APB オピニオン（投資税額控除会計基準と合併会計基準の失敗）、コンピュータに伴う MAS
の拡大と業界の「大繁盛」、AICPA の会計基準設定権限の喪失

6. 1970年代（嵐の70年代：議会による公認会計士業界の統制の危機）

会計士訴訟の増加、議会（モス、メトカーフ）による公認会計士業界への介入→AICPA の
自主規制 — ピア・レビュー（同僚検閲）、FASB の活動開始（1973）、

7. 1980年代（エクスペクテーション・ギャップ）

エクスペクテーション・ギャップ（監査基準一不正の発見+懐疑心（skepticism）、継続企
業の監査等）

8. 1990年代（プロフェッショナリズムの危機）

銀行や貯蓄組合（S&L）や金融機関の倒産と公認会計士に対する訴訟の増加

9. 2001・2年～現在

「会計産業」の覇者 アーサー・アンダーセンの崩壊→サーベンス・オクスリー法の制定→
PCAOB（Public Company Accounting Oversight Board）の設置、
AICPA の監査基準設定権限の喪失

■ 現在

2002年7月30日、フランクリン・ローズベルト大統領の“ニューディール”以来、議会がビジネス界に課した大改革といわれる“サーベンス・オクスリー法”(The Sarbanes-Oxley Act of 2002)が成立。その骨子は、以下のとおりである。

- ① 公開会社会計監督委員会（PCAOB）の設置
- ② 公開会社を監査する会計事務所が同一の監査顧客に対して非監査業務を実施することの禁止 —— 非監査業務には、内部監査に係る外部委託、財務情報システムの整備又は管理、会計帳簿の記帳の代行と財務書類の調整等、財産の鑑定又は評価、保険数理業務、人的資源の提供業務、投資アドバイザー業務、法的サービス等が含まれる。ただし、税務業務については監査関与会社の監査委員会が事前に了承した場合には認められる。
- ③ 経営者の内部統制報告書に対する外部監査
- ④ 監査人のローテーション —— 監査パートナーとレビュー・パートナーは5事業年度ごとに交代する。
- ⑤ 監査委員会の役割の強化 —— 監査委員会は監査人の任命・報酬・監視についての責任を負う。監査委員会は独自に専門家やアドバイザーを雇用することができる。
- ⑥ 罰則の強化 —— 例えば、最高経営責任者（CEO）及び最高財務責任者（CFO）は財務諸表を含む年次報告書等の開示書類が証券取引所法等に準拠して財政状態及び経営成績を重要な点で正しく反映していることを保証する旨の文書を開示書類に添付しなければならない。これに違反すると、100万ドルの罰金、10年以上の禁固、故意の場合には500万ドルの罰金、20年以下の禁固。

サーベンス・オクスリー法は、全米約15,000の公開会社及び米市場で有価証券が取引されている海外の約1,200社に影響を及ぼす。

■ PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board)

- ① 登録事務所数（2012年度）
2,363事務所（米国内1,452事務所、海外87カ国911事務所（日本17事務所）
- ② 海外登録会計事務所数
第1位 中国（96事務所）、第2位 インド（67事務所）、第3位 英国（63事務所）
・・・ 第17位 日本（16事務所）
- ③ 檢査事務所数（2012年度）253事務所（米国内167事務所、海外25カ国77事務所）

■ “ビッグ6”（2014）；Deloitte（3兆2,400億円）—トーマツ、PwC（3兆2,088億円）—あらた、E&Y（2兆5,829億円）—新日本、KPMG（2兆3,420億円）—あずさ、BDO（6,453億円）—三優・東陽、Grant Thornton（4,519億円）—太陽 *GGI（4,593億円）—イデア

*千代田邦夫著『闘う 公認会計士—アメリカにおける150年の軌跡』（中央経済社、2014年）

3 日本の公認会計士監査制度

■ 「着実に進展している」と評価 —— 1957年（昭和32年）以後58年の歴史

- ① 経営者の公認会計士監査に対する認識の高まり←国際会計基準による影響
 - ・連結会計、キャッシュ・フロー計算書、税効果、退職給付会計、一連の時価会計（子会社・関連会社株やその他有価証券、デリバティブの含み損、販売用不動産の含み損、減損会計）などを導入する中で、公認会計士監査の重要性が再確認された。
- ② 監査法人の体制と姿勢の変化
 - ・中央青山監査法人の解体（2007年7月）の教訓 —— 「投資者保護」の意識の向上
- ③ マスコミの関心の高まり——国際会計基準、継続企業の前提に関する情報、内部統制に関する重要な欠陥、意見不表明、監査人の交代、粉飾決算疑惑等に関するニュース
- ④ 「金融庁+証券取引等監視委員会+公認会計士・監査審査会」 = SEC
- ⑤ 金融証券取引所の体制の強化
 - ・株式会社（日本取引所グループ）としての金融商品取引所の姿勢、質のコントロール

■ 課題

□ 監査環境の激変

- ① 被監査会社のハード面での変化—会計部門の人員の削減、セキュリティの確保等
 - 監査人の行動が制限されている。 *After 5 の変化
- ② 財務諸表監査のフレームワークの観点から

● 監査人の意見表明の判断基準 —— 「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」

→ 国際会計基準（IFRS）

被監査会社の業務の大規模化、多角化、国際化、IT化等 → 監査判断の高度化

● 監査人の行為基準—監査基準

1938.12 マッケソン・ロビンス事件 → 1939 SAP No.1 → 「確認」 + 「立会」

1948—AIA 監査基準（“due professional care”）

1972—監査基準書（SAP 全 54 号をまとめて SAS No.1 (1972) ~ No.100 (2002)）

1960 年代後半からの監査人に対する訴訟の増加 → 1970 年代、アメリカ公認会計士業界は『嵐』の中に置かれる。1973 Equity Funding 事件 → 1974 AICPA は「監査人の責任に関する委員会」（コーヘン委員会）を設置、1978 コーヘン委員会報告書（経営者不正の発見 + “professional skepticism”） → SAS No.16 (1978), SAS No.53 (1988), SAS No.82 (1997), SAS No.99 (2002) → 国際監査基準 → 我が国監査実務指針への影響

◎ 大きく変わったもの

- ① 監査目的—適正意見の表明（不变）、そのための大前提が「経営者の不正の発見」
- ② 監査リスク・アプローチの導入
- ③ 監査はチームで行う—監査チームの総合力のアップ

* 日本の監査基準（第一 監査の目的）平成 14 年（2002）改正

第一 監査の目的

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

〔監査実務的には、第 2 パラグラフが『主』、第 1 パラグラフは『従』〕

* 監査に関する品質管理基準（平成 17 年 10 月 28 日）— 品質管理のシステムの構成

- ① 品質管理に関する責任
 - ② 職業倫理及び独立性
 - ③ 監査契約の新規の締結及び更新
 - ④ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任
 - ⑤ 監査業務の実施、監査業務に係る審査 → 監査の品質
 - ⑥ 品質管理のシステムの監視
- ①から⑥の関係。⑤に収斂

* 監査における不正リスク対応基準（平成 25 年 3 月 26 日）

* 財務報告に係る内部統制基準・実施基準（平成 19 年 2 月 15 日）

1 枚の監査報告書に内部統制監査と財務諸表監査の結果を意見として表明する。

◎ これらの監査基準は「経営者の不正」を発見するための基準

監査環境の激変によって、監査のマニュアル化、統制化、監査調書の充実化は避けられない

■ 激変する監査環境の中での対処すべきか

□ 問題は監査業務に対する監査人の心構えにある。

監査人の基本的心構えは、会計正義の追及にある。

□ 問題は経営者に対する監査人の姿勢にある。

- ・経営者とのディスカッションは真剣勝負である。
- ・監査契約の新規の締結及び更新に当ってリスクを厳しく評価しているか？
- ・マネジメント・レターの重要性を再確認せよ。

□ 問題は監査現場にある。

- ① 最大の問題—監査チームのリーダー（パートナー、マネージャー等）の指導力の欠如
 - ・対被監査会社
 - ・対監査補助者—監査調書レビューの欠如
- ② 監査チームのコミュニケーションは良好か？
 - ・パートナーを含み“ブレーン・ストーミング”（SAS No.99）を実施しているか？
- ③ 監査チーム（非常勤公認会計士を含む）の総合的力量はアップしているか？

□ 問題は監査法人にある。

- ① 人材育成—「監査実施者の採用、教育・訓練、評価、昇進」は適切に機能しているか？
- ② 監査法人の“ガバナンス”とは？ 監査法人設立の原点に帰れ！
- ③ 監査法人の“カルチャー”とは？ —— 職場は人生そのものである。

■ 『日本再興戦略』（平成26年6月閣議決定）

○ 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組みの促進

「金融庁及び公認会計士・監査審査会が日本公認会計士協会と連携し、企業や市場関係者等における会計・監査の役割に関する認識の向上、公認会計士の活動領域の拡大、会計人材の育成、監査水準の向上、日本公認会計士協会の自主規制機能の強化等に資する具体的施策の検討、実施を促進」